

民間認証局の証明書に記載される属性情報の 真正性の担保について

2015年11月26日
電子認証局会議

電子証明書の発行時における属性情報の真正性の担保



電子署名法で規定

公的書類

住民票の写し

実在性
(施行規則
第5条)

氏名
自宅住所
生年月日

印鑑登録証明書（個人）

氏名
自宅住所
生年月日

印影

本人性
(施行規則
第5条)

申込書

氏名

自宅住所

生年月日

印

電子証明書

氏名

(自宅住所)

登記事項証明書

企業名
本店住所
代表者名

在籍証明書

氏名
自宅住所
生年月日
企業名
代表者名

印

印鑑証明書（企業）

企業名
本店住所
印影

企業名

本店住所

印

企業名

本店住所

認証局で独自に規定

※企業名・本店住所は、公的書類を元にした属性と見えるが・・・
個人と企業の紐づけを証明するための公的書類は存在しない（代表者を除く）
よって、これらの属性は、本人の氏名・自宅住所の属性と同レベルとは言えない。

※申込書や在籍証明書の名称は 各認証局により異なる

※申込書と在籍証明書は 同一書式の場合がある

(参考) 証明書の記載内容に変更が生じた場合

電子証明書の発行後に、その記載事項について変更は行えません。
 変更が生じた場合には、現在の証明書を失効し、新たな証明書の発行が必要となります。

失効が必要となる例

- ・ 証明書またはPINの紛失・盗難・破損
- ・ 他人により使用され得る状態やその可能性がある場合
- ・ 使用停止
- ・ **記載事項に変更が生じた場合**

利用者の氏名・住所変更
 企業の名称・住所変更・倒産
 利用者の退職
 利用者の死亡

など

失効申請者

本人からの
失効申請

認証局による失効処理
 施行規則 第六条十による失効
 ・ ・ 利用者から電子証明書の失効の申請があたったとき ・ ・

利用者側からの失効

やむを得ない理由により自ら失効申込を出来ない場合

企業や第三者から記載事項に変更が生じたことの届出

認証局による失効処理
 施行規則 第六条十による失効
 ・ ・ 事実と異なるものが発見されたとき ・ ・

認証局による失効

属性について認証局が「事実と異なるものを発見」するのは、事実上不可能

参考：施行規則 第六条十

電子証明書の有効期間内において、**利用者から電子証明書の失効の申請**があたったとき又は、**電子証明書に記載された事項に事実と異なるものが発見**されたときは、遅延なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することが出来ない方法。以下同じ）により記録すること。

証明書は個人が所有するものなので、企業や第三者は失効申請出来ません。失効できるのは本人又は認証局のみとなります。よって本人が失効申請できない場合は、企業や第三者から記載事項に変更が生じたことを認証局に届けてもらい、認証局が（施行規則 第六条十「事実と異なるものが発見された」）として失効します。

証明書発行時

- 電子証明書の記載事項の真正性は、4つのレベルが存在すると考えられる。
 - レベル1：公的書類のみで真正性を担保できる属性（基本4情報・代表取締役）
 - レベル2：公的書類との組み合わせで真正性を担保できる属性（企業名）
 - レベル3：公的書類への記載はないが、印鑑証明書の印が押印された申込書類に記載された属性
 - レベル4：押印のない申込書類に記載された属性
- レベル3以下は、公的書類のみでは担保出来ない。（部長・課長等）

証明書に変更が生じた場合

- 認証局側で、属性情報を常に最新のものに保つことは、事実上不可能である。これを最新状態に保つためには、利用者側（企業側）からの変更（失効）申請が必要となる。
- 変更（失効）は本人・企業等からの申請によって成り立っている。
- 認証局側での失効は義務化（施行規則 第六条十）されているが、利用者側の失効義務は施行規則内ではなく、認証局の証明書利用規約に記載されている。

属性情報の取扱いについて整備が必要と考えられる点



証明書発行時

- 公的書類に存在しない属性項目について、印鑑登録書の印を押印した申込書類に記載されている属性であれば、真正性が担保されるか？（前頁レベル3）

証明書の変更が生じた場合

- 証明書記載事項に変更が生じた場合の、利用者側(企業側)の失効(変更)の義務について。

電子証明書内の属性情報の真正性

- 個人（自然人）が組織に所属する場合は、その紐付けに対して組織の代表者が承認をしなければならない。
- 個人が組織から離脱した場合は、個人からの申込以外は、組織の代表者が責任を持って電子認証局に申し出なければならない。

組織属性における電子証明書の発行と失効の流れ



電子証明書の属性情報の真正性の根拠

属性名 (※1)	発行時の 真正性根拠	法的根拠	失効時の 真正性根拠	法的根拠	真正性を担保するために 必要な事項
氏名 (自宅住所)	住民票など (公的書類)	電子署名法 (※2)	利用者からの申込 (利用者の印)	電子署名法 (※3)	公的書類の確認
会社名					
会社住所	登記簿謄本など (公的書類)	なし	もしくは 企業からの申出 (代表者印) (※3)		企業の在籍に関する届出
(役職)					
<在職事実>	在籍証明書 (代表者印)	なし			

組織の代表者の責任で申出が必要

※1 () 内は省略可、< > 内は紐付け属性のため属性情報としての記載はない

※2 電子署名法施行規則第6条第8号 ※3 電子署名法施行規則第6条第10号